

「新型コロナによる小学校休業等対応助成金・支援金」のお知らせ

新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業により、子どもの世話をを行うために仕事ができなくなっている保護者を支援し、子どもの健康、安全を確保するための対策として、厚生労働省では、次の助成金、支援金を創設し、「学校等休業助成金・支援金受付センター」において、申請書を受け付けているところです。

◆小学校休業等対応助成金

子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主への助成金

◆小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった、個人で仕事をする保護者への支援金

この助成金・支援金については、

- 対象期間が、令和2年9月30日まで延長（令和2年6月30日までだった）
- 受付期間も、令和2年12月28日まで延長

となり、さらに、1日当たりの給付額等の上限額も、次のように引上げられます。

○ 小学校休業等対応助成金

4月1日以降の支給対象日（有給の休暇を取得した日）について、労働者1人につき、1日当たりの支給上限額を8,330円から15,000円に上げた。

○ 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

4月1日以降の支給対象日（仕事を取りやめた日）について、1日当たりの支給額を4,100円から7,500円に上げた。

「学校等休業助成金・支援金受付センター」の申請窓口や必要書類等については、次のリンク先に掲載しています。該当する保護者の皆様は、ぜひご覧いただき、助成金・支援金をいただかれませうお願いいたします。

（参考）厚生労働省ホームページ

・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 （委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

なお、それぞれのリーフレットを添付しています。上記リンク先を開けば見られるものではありますが、ご覧ください。